

上市町義務教育学校整備事業
実施方針(案)に関する質問及び意見への回答

令和8年6月10日

上市町

実施方針(案) に関する質問への回答

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	1	第1章	第1節	2			事業対象地	事業対象地として、基本計画にない、「B&Gプール跡地」が追記されていますが、基本計画での計画地から追加された敷地はありますでしょうか？ 該当する場所をご教示いただけますでしょうか？	基本計画上明記はしていませんでしたが、「B&Gプール跡地」も今回の計画地に含めております。該当箇所は別紙1を御参照ください。
2	1	第1章	第1節	3			対象となる公共施設等	「こども図書館」とありますが、現在の町立図書館・絵本室を移転した施設と認識してよろしいでしょうか。	現在の絵本室、及び町立図書館のうち児童書エリアを機能移転した上で、学校図書館と一体的に使用ができる図書館を計画しています。 なお、町立図書館(児童書を除く)は移転しない予定です。 ※別紙2参照
3	1	第1章	第1節	3			対象となる公共施設等	「こども図書館」とありますが、現在の町立図書館・絵本室を移転した施設とした場合、施設機能に変更はありますでしょうか。	No.2の回答をご参照ください。
4	5	第1章	第1節	8			事業終了時の措置	事業契約満了日の約3年前からの引継ぎ業務の範囲詳細は要求水準書に明記される理解でよろしいでしょうか。また、引継ぎ業務の負担は運営費の中に含む理解でよろしいでしょうか。	事業期間満了時点において事業者が履行しているすべての業務について、引継ぎが必要となります。引継ぎ業務の負担は、入札価格に含みます。
5	4	第1章	第1節	8	(1)		BTO/DBO	PFI手法によるBTO又はDBO(Design Build Operate)方式により実施するとありますが、手法が大きく違ってくると思います。手法確定の予定時期をご教授ください。	事業方式は、現時点でDBO方式を予定していますが、今後、VFMの再算定の結果等も踏まえて、入札公告までに手法を確定する予定です。なお、DBO方式の場合であっても、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に準じた手続きを進めることを想定しています。
6	4	第1章	第1節	8	(1)		事業方式	事業方式として、PFI手法によるBTO方式またはDBO方式とありますが、決定はいつ頃を見込まれていますか？	No.5の回答をご参照ください。
7	4	第1章	第1節	8	(1)		事業方式	BTO方式かDBO方式の決定はいつになりますでしょうか。 実施方針にて公表という理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
8	5	第1章	第1節	9			本事業の対象範囲	解体対象中学校のアスベスト調査は町で行われるのでしょうか。又はいずれかの業務に含まれるのでしょうか。含まれるとしたら、どの時点で調査をお考えでしょうか。	アスベスト分析調査報告書は要求水準書(案)の公表時に開示します。ただし、業務に必要なアスベスト調査等を必要に応じて事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を実施してください。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
9	5	第1章	第1節	9	(1)	イ	設計業務	基本設計、実施設計以外に解体対象中学校の解体設計も含まれるのでしょうか。また、解体設計も含まれる場合、杭解体設計も含まれるのでしょうか。	設計業務範囲の詳細及び既存校舎等の図面については、要求水準書(案)にて提示します。
10	5	第1章	第1節	9	(1)	ウ	電波障害調査業務	机上調査で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	5	第1章	第1節	9	(1)	エ	本業務に伴う各種申請等業務	各補助金毎の業務量をご提示ください。	町の要請に応じて説明用や申請用等の資料を作成し、必要に応じて説明や申請等に関する協力を行うことを想定します。
12	5	第1章	第1節	9	(1)	エ	本事業に伴う各種申請等の業務	本事業に伴う各種申請等の業務(補助金等申請支援業務を含む)とありますが、具体的な申請業務内容をご教示ください。	補助金等の申請を支援するとともに、各種申請等の関係機関との協議内容を町に報告いただくことを想定しています。なお、No.11の回答も併せてご参照ください。
13	5	第1章	第1節	9	(2)	ア	建設業務	造成工事(盛土・切土・地盤改良・排水計画・擁壁等)については、本施設の建設工事着工までに貴町側で実施・完了する前提でよろしいでしょうか。	町が令和10年度まで行う道路拡幅工事に伴い必要となる擁壁の設置等については、町が実施します。なお、事業予定地より道路が高くなる箇所においては、町が擁壁を設置しますが、事業予定地より道路が低くなる箇所においては、法面での処理を予定しています。
14	5	第1章	第1節	9	(2)	イ	什器・備品等の調達・設置業務	什器・備品等の新設、移設の区分と範囲が不明ですので、要求水準書で提示していただけますでしょうか。	要求水準書にて提示します。
15	5	第1章	第1節	9	(2)	イ	什器・備品等の調達・設置業務	什器・備品等の調達・設置業務について、詳細範囲は要求水準書にて明示されるものと認識しておりますが、既存学校で使用している什器・備品の扱いはどのような想定でしょうか。引越・廃棄等は事業範囲外の理解でよろしいでしょうか。	要求水準書にて提示します。 引越・廃棄等は、お見込みのとおり、業務範囲外です。
16	5	第1章	第1節	9	(2)	イ	什器・備品等の調達・設置業務	什器・備品等の調達・設置とありますが、既存什器・備品等がある場合、移設は町で行っていただけたと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、既存什器・備品等がある場合、移設は町で行います。
17	5	第1章	第1節	9	(2)	ウ	既存中学校校舎等の解体・撤去業務	既存中学校校舎等について、アスベスト調査は実施済でしょうか。実施済でしたら調査結果の詳細をお示しください。	No.8の回答をご参照ください。
18	5	第1章	第1節	9	(2)	ウ	建設・工事監理業務	既存中学校校舎等の解体・撤去業務に、杭撤去も含まれるのでしょうか。	既存中学校校舎等の図面は、要求水準書(案)の公表時に開示します。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
19	5	第1章	第1節	9	(2)	オ	近隣対応・対策業務	周辺家屋影響調査の結果次第で対策内容は変わってくるため、入札時に対策業務の費用算出は困難かと存じます。対策業務は事業外としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
20	5	第1章	第1節	9	(2)	カ	電波障害対策業務	調査結果により対策業務内容が変わるため、業務内容・費用を確定できません。対策業務内容を別途にいただけますか。	No.19の回答をご参照ください。
21	5	第1章	第1節	9	(3)	キ	修繕業務	15年間という長期の維持管理において、学校側の運営方法、想定以上の利用頻度等の状況により設備の劣化や修繕業務が想定以上に発生する場合がございます。本事業として事業者が行う修繕業務の内容について詳細をお示しください。	修繕業務の範囲は、大規模修繕を除くすべての計画修繕及び経常修繕が対象となります。
22	5	第1章	第1節	9	(3)	キ	修繕業務	事業期間中に大規模修繕を実施される想定はございますでしょうか。	事業期間中に大規模修繕を実施することは想定していません。
23	6	第1章	第1節	9			本事業の対象範囲	昨今の建設コスト高騰を踏まえ、本事業の成立性確保の観点から、町として民間に委ねたい業務の優先順位をご教示いただけますでしょうか。	設計・建設から維持管理・運営業務までを一括発注することによる維持管理・運営の効率化の実現引いてはサービス水準の向上を期待するものです。
24	6	第1章	第1節	9	(3)	ク	用務員業務	現時点で想定されている用務員業務についてご教示ください。また、用務員は常駐でしょうか。	用務員業務の内容等については、要求水準書(案)にて提示します。2名以上の常駐を求めます。
25	6	第1章	第1節	10			付帯施設(付帯事業)について	付帯事業を提案した場合の配点はどのように想定されているでしょうか。	付帯事業については、一定の加点評価を行うことを想定しています。ただし、実施方針(案)に関するご意見を踏まえて、その影響が過大とならないよう、配慮します。詳細は、入札公告時に落札者決定基準(案)にて提示します。
26	6	第1章	第1節	10			付帯施設(付帯事業)について	付帯事業(任意)とありますが、貴町として具体的にどのような付帯事業を期待していますか。	複合施設との相性のよい施設で地域に開かれたサービスとなるものを期待しています。また、義務教育学校開校後の各小学校の跡地活用の提案についても期待しています。
27	6	第1章	第1節	10			付帯施設付帯事業	付帯施設・付帯事業について、実施を義務付けるものではないとされていますが、事業者選定において、提案審査の評価に含まれないと考えてよろしいでしょうか？	No.25の回答をご参照ください。
28	6	第1章		10			付帯事業	付帯事業については完全な任意提案となり、事業者選定における評価基準の対象外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、付帯事業については、実施を義務付けるものではありません。評価については、No.25の回答をご参照ください。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
29	6	第1章	第1節	10			付帯施設(付帯事業)	付帯施設(付帯事業)について、事業予定地の余剰地を活用する場合は事業用定期借地権設定契約を締結するとされていますが、期間や借地料に関する貴町の基本的な考え方をお示しいただけますでしょうか。	期間については、事業用定期借地権設定契約による場合の法で定める期間(10年以上50年未満)の範囲内で、事業者と協議の上決定するものとします。借地料については、上市町行政財産の使用料に関する条例(昭和39年上市町条例第32号)別表の規定に基づき算出した額を基準とします。
30	6	第1章	第1節	10			付帯施設	付帯施設(付帯事業)は事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務付けるものではないとございますが、提案での加点の有無についてご教示ください。	No.25の回答をご参照ください。
31	6	第1章	第1節	11	(1)	ア	建設・工事 監理業務 の対価	サービス対価について、支払時期をお示しください。支払時期が遅くなるほど事業者立替による金利負担が増し、事業費増となるため、可能な限り早期の支払(年度払い等)をお願いできればと存じます。	一時金については、一部については、年度払いを、そのほかについては、本施設の引渡し時、既存校舎等の解体完了時、外構等の整備完了時に支払うことを想定しています。PFI手法となる場合には、一時金の支払いに加えて、割賦払いを想定しています。詳細は、入札公告時に提示します。
32	7	第1章	第1節	11	(1)	ア	建設・工事 監理業務 の対価	各業務におけるサービス対価の支払い時期は、各年度末支払いでよろしいでしょうか。	No.31の回答をご参照ください。
33	7	第1章	第1節	11	(1)	イ	維持管理・ 運営業務 の対価	「定期的に支払う」とありますが、支払い時期の具体的な想定をご教示ください。	四半期ごとの支払いを想定しています。詳細は、入札公告時に提示します。
34	7	第1章	第1節	12			光熱水費 の負担	本業務においては、献立作成・発注業務は貴町、県となると存じますが、事業者側で水道光熱費を制御することが困難です。そのため、通常の学校給食調理業務委託では事業者が水道光熱費を負担する事例はかなり稀です。また、長期間契約の中で、現在の中東情勢のような事が発生し光熱費が急騰した場合、人件費等の増加による光熱費上昇により事業者でコントロールできない費用負担となった場合、「安全・安心」を大前提とする学校給食では、水道光熱費を節約するにも限度があり健全な運営に支障をきたします。つきましては、光熱水費については委託者負担としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえて、給食調理業務における光熱水費の負担は町とします。実施方針を修正します。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
35	7	第1章	第1節	12			光熱水費の負担	給食調理業務に係る光熱水費は事業者負担、それ以外は貴町負担とされていますが、給食室は本施設内に設置されるため、電気・ガス・水道等の使用量を明確に区分する必要があります。計量メーターの設置や計量方法・負担区分の算定方法や請求方法については、事業者任せられるのでしょうか。それとも、貴町において別途指定があるのでしょうか。	No.34の回答をご参照ください。
36	7	第1章	第1節	12			光熱水費の負担	給食調理業務における維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、事業者が負担するとございますが、子メーターを設置し、使用料分の請求を貴町から受領する形でよろしいでしょうか。	No.34の回答をご参照ください。
37	7	第1章	第1節	12			光熱水費の負担	光熱水費に関する電気会社やガス会社等との各種契約については、貴町にて実施する形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	8	第1章	第1節	13			事業スケジュール	設計・建設期間について、設計業務・建設業務それぞれの期間は事業者提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	8	第1章	第1節	13			事業スケジュール	2期工事(既存中学校校舎等の解体・撤去業務)開始時(令和13年9月1日)には施設内の既存什器・備品類は事前に全て処理されていると考えてよろしいでしょうか。残置物等がある場合には、その内容をお示しください。	お見込みのとおりです。残置物等がある場合には、要求水準書にて提示します。
40	8	第1章	第1節	8	(1)		事業方式	BTO方式又はDBO方式により実施するとされていますが、両方式ではSPCの資金調達構造、会計処理の取扱い等が大きく異なります。事業方式の最終決定はどの時点で行われますでしょうか。また、入札参加者は両方式それぞれに対応した提案を準備する必要があるのか、それとも一方の方式に確定した上で入札公告がなされるのか、ご教示いただけますでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
41	9	第1章	第1節	9	(1)	エ		補助金等申請支援業務を含むとありますが、現在、想定されている補助金についてご教示願います。	国等からの補助金等(文部科学省 公立学校施設整備費負担金、国土交通省 都市構造再編集中央支援事業交付金及び国土交通省空き家対策総合支援事業、総務省 緊急防災・減災事業債、農林水産省(林野庁) 森林環境譲与税交付金、富山県農林水産部森林政策課木の香るとやまの街づくり事業等を予定)の財源措置を受けることを想定しています。
42	9	第1章	第1節	9	(2)	イ		既存小中学校から什器・備品等の利用や引越業務は、想定されていますでしょうか？	No.15の回答をご参照ください。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
43	9	第1章	第1節	9	(2)	ウ		既存中学校校舎等の解体においては、什器・備品、残置物などは、原則、撤去されていると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。残置物等がある場合には、要求水準書にて提示します。
44	9	第1章	第1節	15	(2)		事業契約	DBO方式の場合についても、SPCを設立する必要があるという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
45	9	第1章	第1節	15	(2)		事業契約	特別目的会社の設立とありますが、本資料はPFI(BTO方式)で実施した場合を想定しており、DBO方式の場合、SPC組成は事業者判断としてもよろしいでしょうか。	No.44の回答をご参照ください。
46	10	第2章	第2節	1			募集及び選定スケジュール	参加表明資格審査の受付R8.2から、提案書の受付期間(R8.4)と記載ありますが、2か月は厳しいと存じ上げます。提案と審査の公平性と適正な提案まとめ期間を鑑みプレゼンテーションヒアリングの直近の時期(R8.6月上旬)を提案の締め切りとしていただけませんかでしょうか。	入札公告から提案書の受付まで6か月程度を確保しておりますため、原案どおりとします。
47	10	第2章	第2節	1			募集及び選定スケジュール	R8.7落札者の決定並びに基本協定の締結とありますが、SPCの設立(取締役決議)に相応の時間を要しますので、基本協定はR8.8としていただけませんかでしょうか。	基本協定書は、落札者(入札参加グループの各代表企業、構成企業、協力企業)と締結することを想定しています。
48	11	第2章	第2節	4			落札者を決定しない場合	1グループのみの入札でも成立すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	12	第2章	第3節	1	(1)			「入札参加者」は「入札参加グループ」と同義という理解でよろしいでしょうか。	「入札参加グループ」は、「入札参加者」と同義です。
50	13	第2章	第3節	2	(1)	ア	設計業務を行う者	建設企業(北陸支店)の本社一級建築士事務所が設計を担う場合、入札参加資格者登録は「建築工事」で登録したもので代用が可能でしょうか。新たに「建築関係建設コンサルタント業務」での登録が必要でしょうか。	新たに登録いただく必要があります。実施方針P16「上市町入札参加資格者登録簿に登録されていない者の参加」をご確認いただき、登録申請を行ってください。
51	13	第2章	第3節	2	(1)	ウ	設計業務を行う者	設計業務実績について、元請や共同企業体代表者の記載がございませんが、共同企業体での実績は代表でなくても適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	14	第2章	第3節	3				ここでの「入札参加者」は「入札参加グループ」ではなく、各企業を指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、「入札参加グループ」を構成する代表企業、構成企業、協力企業の各企業に対し適用されます。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
53	15	第2章	第3節	3	(10)			審査委員会の関連がある者について、記載がありますが、当該委員の公表がまだのようです。実施方針(案)が公表されておりますが、委員の公表はいつ頃になりますか？	上市町義務教育学校整備事業者審査委員会について、上市町ウェブサイトにて公表しました。委員については、以下アドレスをご参照ください。 https://www.town.kamiichi.toyama.jp/uploaded/attachment/8017.pdf
54	16	第3章	第3節	3	(12)		入札参加者の制限	複数の入札参加者の協力企業となることができるとありますが、無条件のままでは公平性に欠けると考えられます。誓約書や異なる担当者の配置等の制限を設けていただけませんか？	ご意見を踏まえ、「複数の入札参加者の協力企業となることができる」者を「学校図書館・子ども図書館・町立図書館運営業務を実施する協力企業として本事業に参加しようとする者」のみとし、その場合においても、予め情報管理の観点から、各グループへの誓約書を求めるものとし、町において、入札参加資格の確認時に誓約書(写し)を確認するものとしします。
55	16	第2章	第3節	4				SPCを上市町内に設立することとなっておりますが、県内としていただくことは可能でしょうか？ または、事業予定地内を可とできないでしょうか？	原案どおりとします。
56	16	第2章	第3節	4				SPCの設立場所は上市町内ではなく富山県内としていただくか、事業予定地内の設立を可としていただけませんか？	No.55の回答をご参照ください。
57	16	第2章	第3節	4			SPCの設立等	SPCを上市町内に設立するとございますが、町内事業者とのマッチングができない場合も考慮し、「富山県内」としていただけませんか？	No.55の回答をご参照ください。
58	18	第2章	第5節	2				「審査委員会の委員は、決定後すみやかに公表する」とありますが、実施方針公表時に公表されるという理解でよろしいでしょうか。いつ頃を予定しているかご教示ください。	No.53の回答をご参照ください。
59	18	第2章	第5節	1			提案等の審査	付帯施設(付帯事業)については、本件審査の対象外という理解でよろしいでしょうか？	No.25の回答をご参照ください。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
60	19	第3章	第2節				リスク分担表(物価変動)	リスク分担表No.26及びNo.27において、物価変動リスクは本町が主分担(●)、事業者が従分担(▲)とされていますが、主分担・従分担の負担割合及び物価変動の算定基準の基本的な考え方について、ご教示頂けますでしょうか。	リスク分担表No.26については、入札公告時の物価指数を用い、各工事の着工時期の同指数と比較して1.5%を超える差が生じた場合、生じた差分に応じてサービスの対価の改定を行うことを想定しています。採用する物価指数として、「建設費指数」(一般財団法人建設物価調査会)における「建築費指数・工事原価—学校(RC)」を想定しています。 リスク分担表No.27については、物価指数を用い、前回改定年度の前年(初回の改定時に対しては入札公告を行った年)の指数の平均値と比較して3.0%を超える差が生じた場合に、次年度分のサービスの対価の改定を行うことを想定しています。採用する物価指数として、「消費税を除く企業向けサービス価格指数」(日本銀行調査統計局)等を想定しています。 詳細は、入札公告時に提示します。
61	19	第3章	第2節		19		資料1 環境問題	アスベスト、ダイオキシン等の含有は予見が困難なため、含有が判明した場合は町負担と考えてよろしいでしょうか。	アスベスト分析調査報告書は要求水準書(案)の公表時に開示します。ただし、業務に必要なアスベスト調査等を必要に応じて事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を実施してください。開示済みの資料から予見ができないものについて、その処理に必要な費用は、協議の上、町が別途負担します。 PCBについては、事業者で実施したPCB調査の結果、PCBが新たに発見された場合は、この処理に必要な追加費用を協議の上、町がこの費用を負担することとします。 詳細は、要求水準書に記載します。
62	19	第3章	第2節		23		資料1 不可抗力	不可抗力については、予見できないため町負担と考えてよろしいですか。	原則として、協議により必要な費用負担等を決定することを想定しています。ただし、協議により対策等について合意ができない場合には、設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額又は年間の維持管理費・運営費等に相当する金額の1%相当額までは事業者が負担し、残額を町が負担することを想定しています。詳細は、入札公告時に提示します。
63	19	第3章	第2節		26		資料1 物価変動	対象となる基準日を入札公告日としていただきたい。 また物価変動算定ルールをご提示ください。	No.60の回答をご参照ください。
64	19	第3章	第2節		51		資料1 計画変更	町が発案した軽微な変更については、変更内容、変更時期により対応が異なるため、費用負担は町としていただけますか。	原案どおりとします。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
65	19	第3章	第2節		65		資料1 配食数増減	児童生徒数の減少による給食数の減少は、町負担としていただけますか。	児童生徒数の減少により、運營業務内容を変更し、運營業務に係る費用が減少する場合、町及び事業者は、協議により合理的な範囲内でサービスの対価を変更することができることを想定しています。
66	20	第3章	第4節	4			モニタリングの方法	モニタリング項目・評価指標は入札公告時に定量的に明示される認識でよろしいでしょうか。	モニタリングの項目、方法については、入札公告時に、事業契約書(案)にて提示します。
67	20	第3章	第4節	5			モニタリングの結果	「要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービス対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる」とありますが、一定限度とはどのようなものでしょうか。また、上記の措置に至る前に改善猶予期間が設けられる理解でよろしいでしょうか。	ペナルティの考え方については、入札公告時に、事業契約書(案)にて提示しますが、現時点では、ペナルティ対象事象について、事業者の責めに帰すべき事由により、施設の全部又は一部が本来有すべき機能にて利用できない場合や、要求サービス水準が達成されない場合とすることを想定しています。また、ペナルティ対象の事象が判明した場合には、改善措置を講ずるものとし、協議して決定した改善完了予定日の経過後に状況が改善されない場合には、減額や契約解除等に至ることを想定しています。
68	21	第4章	第1節				敷地面積	B&Gプール跡地として、1658.2㎡とありますが、これまでの計画地面積から、1658.2㎡増加すると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりですが、B&Gプール跡地と上市中学校敷地は道路を挟んだ別敷地となっております。位置について、実施方針及び要求水準書(案)にて提示します。 なお、現上市町立上市中学校敷地については、周辺の道路拡幅改良に伴い、2,770㎡減少となる予定です。詳細は、要求水準書(案)にて提示します。
69	21	第4章	第1節				遺跡	本事業の期間中には、発掘調査は行わないとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。本調査が必要となった場合には、令和9年度中に完了する予定です。
70	22	第4章	第2節	1			整備対象施設	災害時は体育館の他に小規模な避難施設を計画する(整備対象施設と共用可)とありますが、小規模な避難施設の整備は本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	災害時の避難施設は、体育館、多目的スペース及び多目的ホールで計画します。詳細は、要求水準書にて提示します。
71	22	第4章	第2節	1			整備対象施設	児童生徒がスクールバスを待っている間、「学びと交流の空間として活用できる特別教室等を計画する(整備対象施設と共用可能)」とありますが、サービス対価を活用した必須提案でしょうか。それとも任意提案施設でしょうか。	必須提案ですが、(仮称)地域連携推進室や特別教室の一部を活用すること(整備対象施設と共用可能)を想定しています。
72	22	第4章	第2節	1				延床面積につきまして、「(生徒や教職員の…、その面積の減少を認める。)」とありますが、減少面積の限度をお考えでしたらご教示いただけますでしょうか。	延床面積全体の誤差は概ね±5%以内としますが、生徒や教職員の使用に支障がなく共用できる計画であれば、その面積の減少を認めるものとし、下限は設定しないものとします。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
73	22	第4章	第2節	1				「令和7年8月21日上市町議会学校のあり方検討特別委員会説明資料」で示された延床面積よりも、「実施方針(案)」記載の延床面積が約311㎡程度減少している理由をご教示いただけますでしょうか。	メディアスペース(学校図書館)の面積見直しによる減(△171㎡)、児童生徒会室の皆減(他部屋と共用するものとして見直し、△36㎡)、その他共用部分の減(△104㎡)によるものです。
74	22	第4章	第2節	1			整備対象施設(延床面積)	延床面積は「13,567㎡程度」とし、「使用に支障がなく共用できる計画であれば、その面積の減少を認める」とされておりますが、面積減少の下限は設定されないという理解でよろしいでしょうか。	No.72の回答をご参照ください。
75	22	第4章	第2節	1			整備対象施設	延床面積13,567㎡程度と記載がありますが、計画立案の前提とするため、各諸室(普通教室、特別教室群、管理諸室、共用部、体育施設、図書機能等)の大まかな面積目安・面積配分(比率)の考え方があればご教示ください。	要求水準書にて提示します。
76	27	第8章	第4節	3			実施方針及び要求水準書(案)に係る説明会	質疑スケジュールがタイトなため、実施方針及び要求水準書(案)の公表時期をできるだけ早めをお願いします。	ご意見として承ります。なお、ご意見を踏まえて、質問及び個別対話の締切時期を見直し、実施方針を修正します。
77	27	第8章	第4節	3			実施方針及び要求水準書(案)に係る説明会	6月の実施方針及び要求水準書(案)公表より9月の入札公告、入札説明書等の公表までスケジュールがタイトなため、この間にサウンディング等対話の機会を設けて頂けますか。	実施方針及び要求水準書(案)の公表後、個別対話の実施を予定しています。なお、個別対話の日程について、見直しを行っておりますので、最新の実施方針をご確認をお願いします。
78	27	第8章	第4節					実施方針及び要求水準書(案)の公表予定時期をご教示いただけますでしょうか。	本回答の公表と併せて公表しました。
79	28	第8章	第4節					実施方針及び要求水準書(案)に係る説明会、現地説明会が6月22日の実施となっておりますが、質問及び意見の受付が翌日6月23日までとなっており、非常にタイトなスケジュールです。実施方針の公表日はいつ頃を予定されていますでしょうか？	ご意見を踏まえて、質問及び個別対話の締切時期を見直し、実施方針を修正します。実施方針は、本回答の公表と併せて公表しました。
80	31	資料1		5			契約締結	PFI契約に関する議会承認が得られない場合のリスク分担に、事業者が負担者となって入り合理的理由をご教示ください。	本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自が負担するものとし、また、町及び事業者は、相互に債権債務関係が生じないものとし、詳細は、入札公告時に提示します。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
81	31						資料1リスク 分担	PFI 契約に関する議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能。は双方の負担となっていますが、議会承認が得られない事由は明確な帰責者(町又は事業者)がいるか、不可抗力に該当した場合であると理解しております。本項目に該当するものは不可抗力に該当すると理解してよろしいでしょうか。	不可抗力に該当するものとは想定しておりません。なお、不可抗力の定義については、入札公告時に事業契約書(案)にて提示しますが、「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常、予見可能な範囲外のものなどであって、町及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものを指すことを想定しています。 No.80の回答をご参照ください。
82	31						資料1リスク 分担	環境問題について、一部の要因は事業者の帰責に当たらない場合もあるかと思いますが、その場合は不可抗力に該当するという理解でよろしいでしょうか。	発生した事象によって、町及び事業者が協議の上、決定します。詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
83	31						資料1リスク 分担	解体に伴いアスベスト等が発見された場合の処理費用は貴町にて負担いただくという理解でよろしいでしょうか。	No.61の回答をご参照ください。
84	31						リスク分担	▲の従分担について、いくつか項目がありますが、▲が少なくなるように、より具体的に明示いただけないでしょうか？	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
85	31						リスク分担	物価変動についての基準日は、入札公告日以前となりますでしょうか？	No.60の回答をご参照ください。
86	31						リスク分担	最近の中東情勢などのような世界情勢の影響から、資材調達が困難となった場合の費用増加などは、不可抗力によるものと考え、貴町の負担でよろしいでしょうか？	現時点では、お見込みのとおりですが、発生した事象によって、町及び事業者が協議の上、決定します。具体的には入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
87	31						リスク分担 表	表中の▲は従分担を表すとのことですが、どのくらいの割合をお考えでしょうか。割合については都度協議という理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
88	31						リスク分担 表	議会承認が得られない場合、契約締結についてのリスクは貴町が負担いただけますでしょうか。	No.80の回答をご参照ください。
89	31						リスク分担 表	法制度について、各行政機関の指導や法解釈の変更も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。具体的には入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
90	31						リスク分担 表	人件費にとっては社会保険料の制度変更も大きなリスクとなります。社会保険制度の変更や料率の見直しについても、町側のリスク分担としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。 なお、サービス対価の改定については、No.60の回答も併せてご参照ください。
91	31						リスク分担 表	「環境問題」が事業者負担となっておりますが、「本事業に起因し事業者の責による場合のみ」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
92	31						リスク分担保表	事業用地の土壤汚染並びに地下埋設物、埋設文化財等に関する資料は公表いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	土壤汚染、地下埋設物、埋設文化財に関する資料を要求水準書(案)の公表時に提示します。
93	31						リスク分担保表	「第三者賠償」に係る「上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償」について、事業者側は▲(従分担保)となっています。具体的などのような事例およびリスク分担保を想定しているかご教示ください。事業者の事由以外は貴町負担としていただけないでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
94	31						リスク分担保表	不可抗力について、施設引渡後は貴町にて火災・水災・地震保険等に加入される認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、施設引渡後、町にて火災・水災・地震保険等に加入します。
95	31						リスク分担保表	「基準金利における一定基準以上の見直しに伴う変動」とありますが、一定の基準についてご教示ください。	基準金利は、施設引渡し時に確定することを想定しています。詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
96	31						リスク分担保表	各業務の物価変動指標をご教示いただけますでしょうか。	No.60の回答をご参照ください。
97	31						リスク分担保表	物価上昇請求における基準日は予定価格を算出した入札公告日以前であるという理解でよろしいでしょうか。	No.60の回答をご参照ください。
98	31						リスク分担保表	給排水・電気等の引込につきまして、供給会社等第三者の対応次第で入札段階での想定と異なる対応をしなければならない場合において、追加費用が発生した場合は貴町負担という理解でよろしいでしょうか。	発生した事業に応じ、町及び事業者の協議により負担者を決定するものとします。
99	31	資料1		5			リスク分担保表	事業者は承認可否に関与できないため、当該事由に伴う締結遅延・締結不能の費用・スケジュール影響は本町負担とする整理をご検討いただけますでしょうか。なお、事業者の帰責事由により承認が得られない場合は帰責者負担とする、との前提で差し支えないでしょうか。	原案どおりとします。No.80の回答をご参照ください。
100	31	資料1		10			リスク分担保表	法制度における上記以外のものについて、具体的に想定されているものはございますか。	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等(許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。)以外を想定しています。詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
101	31	資料1		22			リスク分担保表	第三者賠償における上記以外について、事業者側が▲となっております。こちらはどのような内容を想定されているかご教示ください。	No.93の回答をご参照ください。
102	31	資料1		23			リスク分担保表	不可抗力における事業者側の▲については、いわゆる1%条項を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	No.62の回答をご参照ください。
103	31	資料1		26			リスク分担保表	物価変動に関する運用開始までの物価変動について、事業者側に▲がついておりますが、1.5%ルール等を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	No.60の回答をご参照ください。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
104	32	資料1		26、27			物価変動	リスク分担について、事業者の従分担における負担範囲及び割合をご教示ください。	No.60の回答をご参照ください。
105	32	資料1		27			リスク分担表	維持管理運営期間中の物価変動における事業者側の▲については、一定割合を事業者側に負担させる(3%とか)との理解でよろしいでしょうか。	No.60の回答をご参照ください。
106	32	資料1		38			リスク分担表	事業の中断における法令変更等、両者の事由に寄らない事業中断に伴う損害について、町・事業者ともに●となっております。具体的な事例をご教示いただけませんと助かります。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
107	32	資料1		45			リスク分担表	土地の瑕疵について、既存図面に記載のない瑕疵があった場合は町のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、町が提供した情報から予測できない土地の瑕疵があった場合は、町が費用負担します。詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
108	32	資料1		51			リスク分担表	計画変更における施設完成前の町が発案した「軽微な変更」の定義をご教示ください。(施設完成直前での対応はできかねますので)	契約の詳細については、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
109	32	資料1		51			リスク分担表	計画変更における施設完成前の町が発案した「軽微な変更」の内容次第ではございますが、変更対応については実施設計完成前としていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
110	32						リスク分担表	「事業の中断」について、「法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害」について、貴町および事業者とも●(主分担)となっております。具体的にどのような事例およびリスク分担を想定しているかをご教示ください。	No.106の回答をご参照ください。
111	32						リスク分担表	地下埋設物について、予見可能か不可能かの判断基準をご教示ください。	No.107の回答をご参照ください。
112	32						リスク分担表	昨今の中東情勢のような、資材そのものの調達が困難となり、工期の延伸をせざるを得ない場合については貴町の負担であるという理解でよろしいでしょうか。また、不可抗力による労務不足等で工期の延伸をせざるを得ない場合も同様の理解でよろしいでしょうか。	No.86の回答をご参照ください。
113	32						リスク分担表	計画変更について、施設完成前に町が発案した軽微な変更が事業者負担となっておりますが、これは設計・工事・監理業務費の増を伴わない場合に限られる認識でよろしいでしょうか。 “軽微”の認識が貴町と事業者で異なる場合が想定され、また軽微な変更も数を重ねると事業者の事業実施計画に大きな影響を及ぼす可能性もございます。貴町のご要望・ご指示による計画変更は可能な限り協議を行います。事業者で管理できるリスクではないと思われるため、基本的には貴町のリスク負担としていただけないでしょうか。	No.108の回答をご参照ください。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
114	33						資料1リスク分担	技術革新において、図書館情報システムの更新に関するリスクが事業者負担とありますが、システム更新は要求水準書にて実施が明確に記載されていない場合事業者リスクにはなりえないと考えますが、本リスク分担は正しいでしょうか。また、要求水準にて事業期間中の更新を設定されている場合、どのような事象にてリスクが発生するとお考えかご教示ください。	図書館システムの更新について、要求水準書(案)にて提示します。本施設の供用開始段階での更新を想定しています。
115	33						資料1リスク分担	運営中の事故について、事業者の帰責によらない運営中の事故は貴町と事業者双方のリスクであると認識していますが、お間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
116	33						リスク分担表	本町の要請による配食数増加に伴う事業者の増加費用の負担について、事業者側が▲(従負担)となっているのはどのような意図でしょうか。基本的に貴町の要請によるものは貴町負担としていただけないでしょうか。	食数単価の設定等により、一定範囲は事業者範囲とすることを検討しています。詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
117	33						リスク分担表	児童生徒数の増減に伴う配食数増減(需要変動)時の対価調整(最低保証や変動幅)は設定される予定でしょうか。	食数単価の設定を行うことを想定しています。最低保証は予定していません。詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
118	33						リスク分担表	食べ残し等による残渣の変動について、事業者側が▲(従負担)となっておりますが、事業者側にてコントロールできるものではなく、貴町負担としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
119	33						リスク分担表	図書館資料盗難・紛失・破損について、事業者側が従負担となっておりますが、具体的にどのような事例およびリスク分担を想定しているかご教示ください。基本的に管理者としての注意義務を怠った場合以外は貴町負担としていただけないでしょうか。	原則として、保険によりてん補される金額分を想定しています。詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
120	33	資料1		55			リスク分担表	引渡し前施設損害における、上記以外の第三者等による場合で事業者側に▲となっておりますが、第三者等で犯人が特定できない場合は事業者が加入する保険で対応することを意味するとの理解でよろしいでしょうか。(犯人が特定されている場合は帰責者が負担する)	お見込みのとおりです。詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
121	33	資料1		75			図書館資料の盗難・紛失・破損	「第三者等における施設の被害」とありますが、具体的にどのような事案を想定されていますでしょうか。	現時点で想定する具体的な事象はございません。
122	33	資料1		75			図書館資料の盗難・紛失・破損	リスク分担について、事業者の従負担における負担範囲及び割合をご教示ください。	No.119の回答をご参照ください。
123	34						リスク分担表	「施設損害」に係る「上記以外の第三者等の事由による施設の損害」について、事業者側は▲(従負担)となっておりますが、具体的にどのような事例およびリスク分担を想定しているかご教示ください。事業者の事由以外は貴町負担としていただけないでしょうか。	原則として、保険によりてん補される金額分を想定しています。詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
124	34						リスク分担表	学校側(児童生徒、教職員等)の責による施設損害は貴町の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
125							リスク分担	物価変動指標について、ご教示いただけますでしょうか？	No.60の回答をご参照ください。

実施方針(案) に関する意見への回答

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
1	4	第1章	第1節	8	(1)		事業方式	PFI手法の場合、資金調達に係る契約行為やSPCの管理費用など、DBOと比較して必要経費が大幅に増大します。適正な予算の積み上げがなければ、適正な事業実施が難しいため、PFIとする場合には十分な予算確保をお願いいたします。	ご意見として承ります。
2	5	第1章	第1節	9	(2)	ウ	解体・撤去業務	既存中学校の解体において、アスベスト等の有害物質の調査結果の開示時期を教えてください。予見不可能な有害物質が発見された場合の費用負担は、原則として本町が負うことを明文化してください。	実施方針(案) に関する質問への回答No.8及びNo.61の回答をご参照ください。
3	5	第1章	第1節	8	(3)		事業期間終了時の措置	事業期間終了後の維持管理及び運營業務について、引き続き民間事業者へ委託する選択肢があってもよいのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。
4	6	第1章	第1節	9	(3)		注釈(大規模修繕)	「建物の一側面全体」等の大規模修繕は町が行うとありますが、事業者が担う「修繕」との境界が曖昧です。部位・金額別の詳細な区分表を要求水準書で提示してください。	実施方針(案) に関する質問への回答No.21の回答をご参照ください。
5	6	第1章	第1節	10			付帯施設(付帯事業)	小学校跡地活用等の付帯事業リスクがすべて事業者負担(独立採算)となる点について、町による行政支援の範囲や、総合評価における加点ウェイトを事前に明示してください。	町は、付帯事業の実施に必要な手続き等について必要な協力を行います。加点の考え方については、実施方針(案) に関する質問への回答No.25の回答をご参照ください。
6	6	第1章	第1節	10			付帯施設(付帯事業)について	付帯事業の提案を実施しやすくするため、事業用定期借地権設定契約は、実際に業務を実施する企業が貴町と直接契約することも認めていただくことを希望します。	ご意見として承ります。
7	6	第1章	第1節	10			付帯施設付帯事業	付帯施設・付帯事業について、実施を義務付けるものではないとされていますが、任意の提案であれば、事業者選定において、提案審査の評価対象から除外していただきたい。また、旧校舎の利用した事業の検討は、社会情勢の変化が大きい中で、現時点での提案検討は、事業者側のリスクが非常に大きいと考えます。本事業とは切り離し、義務教育学校整備・運営の提案評価に影響しないものとしていただきたいと考えます。	実施方針(案) に関する質問への回答No.25の回答をご参照ください。なお、付帯事業の提案にあたり、旧校舎等の活用は必須ではありません。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
8	6	第1章	第1節	10			付帯施設(付帯事業)について	「付帯施設(付帯事業)は事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。」との記載により任意の業務であると理解しました。しかし付帯施設を本事業の評価基準に含む場合、本事業の一番の目的である義務教育学校整備及び運営の評価が高いにも関わらず、任意である付帯施設を提案しなかったことで総合評価が下がり、その提案が落選する可能性がございます。付帯施設を本事業から除外するか、提案評価には影響しないような建付けとするのがよろしいかと存じます。	実施方針(案)に関する質問への回答No.25の回答をご参照ください。
9	14	第2章	第3節	2	(5)	ウ	学校開放施設	実施方針案では、学校開放施設の運営業務が運営業務の一つとして列挙されていますが(第1章第1節9.(4)イ)、その業務の具体的な内容が示されていません。入札参加者がグループを組成し事業参加を検討するにあたっては、当該業務を担う協力企業の選定・打診が不可欠です。しかし、業務の対象範囲・内容・規模・要求水準の概要が示されていない現状では、協力企業の候補となる事業者に対して必要な情報を提供することができず、協力企業の選定・グループ組成を開始することが困難な状況にあります。 比較すると、給食調理業務については調理施設の規模・HACCP対応・調理責任者の配置要件が明示されており、図書館運営業務については公立図書館の運営実績が参加資格要件として示されています。一方、学校開放施設の運営業務については「公共施設又は民間施設の2年以上の運営業務の実績」のみが要件とされており、業務の性質・内容・規模が全く把握できない状態にあります。 については、入札公告前までに以下の事項を開示されるよう要望します。 ①開放対象施設・諸室の範囲(体育館・グラウンド・多目的ホール等の別) ②想定される開放時間帯・年間開放日数 ③業務の基本的内容(予約管理・施設開閉・安全管理・利用料管理等の有無)	要求水準書(案)にて提示します。
10	7	第1章	第1節	11	(1)	イ	維持管理・運営業務の対価	運営業務の対価について、複数企業からの見積り徴収等により実態と乖離しない事業費算出をお願いいたします。	ご意見として承ります。
11	7	第1章	第1節	11	(1)	イ	維持管理・運営業務の対価	事業期間中の運営業務の対価改定について、昨今の人件費高騰を鑑みて最低賃金変動を指標としておいただくようお願いいたします。	実施方針(案)に関する質問への回答No.60の回答をご参照ください。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
12	7	第1章	第1節	12			光熱水費の負担	給食調理業務における維持管及び運営の実施に係る光熱水費が事業者負担となっていますが、昨今の急激なエネルギー価格高騰は事業者の自助努力の範囲を超えています。光熱水費を事業者負担とすることは事業の継続性を著しく損なうため、町負担としていただかないと、事業への参画が困難になります。	実施方針(案)に関する質問への回答No.34の回答をご参照ください。
13	7	第1章	第1節	12			光熱水費の負担	事業者負担の光熱水費について、昨今のエネルギー上昇等を鑑み、実費精算としていただくことを希望します。	実施方針(案)に関する質問への回答No.34の回答をご参照ください。
14	7	第1章	第1節	12			光熱水費の負担	上記内容が難しい場合、適切な物価変動指数の設定と柔軟な改訂基準を設定いただかなければ、参画する企業の減少につながることをご承知おきください。	ご意見として承ります。なお、物価変動への対応については、実施方針(案)に関する質問への回答No.60の回答をご参照ください。
15	7	第1章	第1節	12			光熱水費の負担	『給食調理業務における維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費について、事業者が負担する。』と記載がありますが、応募時は事業者による提案金額ではなく、貴町にて基準額を設定して頂くことを要望します。具体的には下記となります。 <ul style="list-style-type: none"> •貴町にて光熱水費の基準額を設定し、その額を応募者共通の入札額とする。 •供用開始後5年間の光熱水費は実費精算とし、差額を精算する。 •5年間の実績(トラックレコードに基づき、貴町と事業者間で協議の上、6年目以降の光熱水費の計画値を算定し、新たな基準額とする。 	実施方針(案)に関する質問への回答No.34の回答をご参照ください。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
16	16	第2章	第3節	3	(12)			<p>以下の理由により、「——複数の入札参加者の協力企業となることができる」という方針について、再検討する必要があるのではないかと思慮します。</p> <p>①同一の協力企業が複数グループに同時参加することで、各グループの提案内容・価格・戦略が当該企業を経由して流出する可能性があります。</p> <p>②複数グループが同じ給食業者・図書館業者を採用すれば、その業務に関するコスト・サービス提案が事実上同一水準に収斂し、競争による創意工夫の追求という総合評価方式の趣旨が損なわれます。</p> <p>③同一の協力企業を採用した複数グループが、その業務に関して類似した提案内容を出した場合、選定委員会がどの基準でグループ間を差別化するかが不明確になります。また、選定結果の合理性に対する外部からの疑念を招く可能性があります。</p> <p>④協力企業は自社が最も有利な条件で参画できるグループを優遇する動機を持ちうる(例:代表企業の財務力、業務分担範囲、報酬条件の差異)ため、特定グループへの意図的な肩入れが生じる可能性があります。</p> <p>⑤協力企業に対して情報管理義務を課しても、違反の立証と制裁が実務上非常に困難であり、複数グループの提案書作成に関与する担当者が同一人物となるケースでは、秘密保持は形式的なものになります。</p>	実施方針(案)に関する質問への回答No.54の回答をご参照ください。
17	16	第2章	第3節	4			SPCの設立等	<p>SPCを上市町内に設立することが求められていますが、SPCは本事業を実施するための特別目的会社であり、通常は代表企業内で運営されます。そのため、既存の事務所が上市町外に所在する参加企業がSPCを設立する場合、登記のために町内に別途事務所を確保する必要が生じ、オフィス賃貸料・光熱費・通信費等の固定費が追加的に発生することとなります。これらのコストは事業費(サービス対価)に転嫁されることとなり、本町の財政負担の増加につながりかねません。本事業はVFMの最大化を目的とする事業であることを踏まえれば、SPCの設立場所として実質的な業務上の必要性に乏しいコストを事業費の中に見込ませることは合理的とはいえず思慮します。</p> <p>なお、第2章第3節1.(7)において本町は上市町内に本社・支社・支店を置く企業の参加への配慮を期待しているとされており、地元経済貢献の観点からの配慮は理解できますが、SPC設立地の要件はそれとは別の問題であり、少なくとも富山県内にまで要件を緩和することで、不要なコスト増を回避しつつ県内企業の参加促進という趣旨を損なわずに対応できると考えます。</p>	実施方針(案)に関する質問への回答No.55の回答をご参照ください。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
18	10	第2章	第2節	1			募集及び選定スケジュール	入札公告から間もない時期に第1回の質問受付締切が設定されているため、少なくとも公告後1か月程度の期間を確保していただけますようお願いいたします。	ご意見を踏まえて、かつ、事業契約締結のスケジュールが遅延しないよう配慮し、入札公告から質問及び対話受付締切まで、3週間程度を確保できるよう見直します。実施方針を修正します。
19	10	第2章	第2節	1			募集及び選定スケジュール	第2回個別対話の結果公表時期について、対話の実施日にもよりますが、提案書提出の1ヶ月前では対話の内容を反映できない可能性もあるため、もう少し早いタイミングでの実施を希望します。	ご意見を踏まえて、かつ、事業契約締結のスケジュールが遅延しないよう配慮し、個別対話の公表時期を若干前倒しできるよう見直します。実施方針を修正します。
20	10	第2章	第2節	1			募集及び選定スケジュール	基本協定書の締結が、事業者選定から間もない時期に設定されているため、8月上旬頃に締結するよう検討いただけませんか。	落札者の決定後、速やかに基本協定を締結することを想定しています。
21	10	第2章	第2節	1			募集及び選定スケジュール	入札説明書等に関する第2回個別対話結果の公表が令和9年3月上旬、4月上旬に入札及び提案に係る書類の受付締切となっています。個別対話結果公表から提案まで一か月間しか間がなく、提案に個別対話の内容を反映させるのが難しいと思われれます。個別対話実施および結果公表時期を早めるか、提案受付締切を遅らせる等のご検討をお願い致します。	No.19の回答をご参照ください。
22	10	第2章	第2節	1			募集及び選定スケジュール	参加表明書及び資格審査書類の受付締切が令和9年2月上旬とありますが、仮に参加申請が通らなかった場合、提案提出の2か月前は提案提出に向けた先行費用が多発しているタイミングになりますので、公告後早い段階で参加資格申請を行う形でご検討をお願い致します。	ご意見を踏まえて、参加表明書の提出時期を前倒しできるよう見直します。実施方針を修正します。
23	10	第2章	第1節				募集及び選定方法	本事業で整備される施設は大切な公共財産であり、町民目線の整備が求められますので、提案価格の差が評価に大きな影響を及ぼさないよう、提案内容重視の評価をお願いいたします。	ご意見として承ります。詳細は、入札公告時に落札者決定基準にて提示します。
24	11	第2章	第2節	2	(4)・(5)		参加表明書類受付	参加表明から提案書提出期限まで約2か月となっておりますが、あまりにも短いのではないのでしょうか。せめて3か月は確保していただきたいと思えます。	No.22の回答をご参照ください。
25	14	第2章	第3節	2	(5)	エ	運営業務を行う者	各図書館運営業務を行う者の実績について、町立図書館(本館)を含む運営業務であることから、同一自治体での5年間を超える指定管理者実績が妥当と考えます。	ご意見として承ります。
26	14	第2章	第3節	2	(5)	エ	運営業務を行う者	各図書館運営業務を行う者の実績について、本件における学校図書館の重要性から、同一自治体での3年間を超える学校図書館への司書配置実績を持つことが妥当と考えます。	ご意見として承ります。

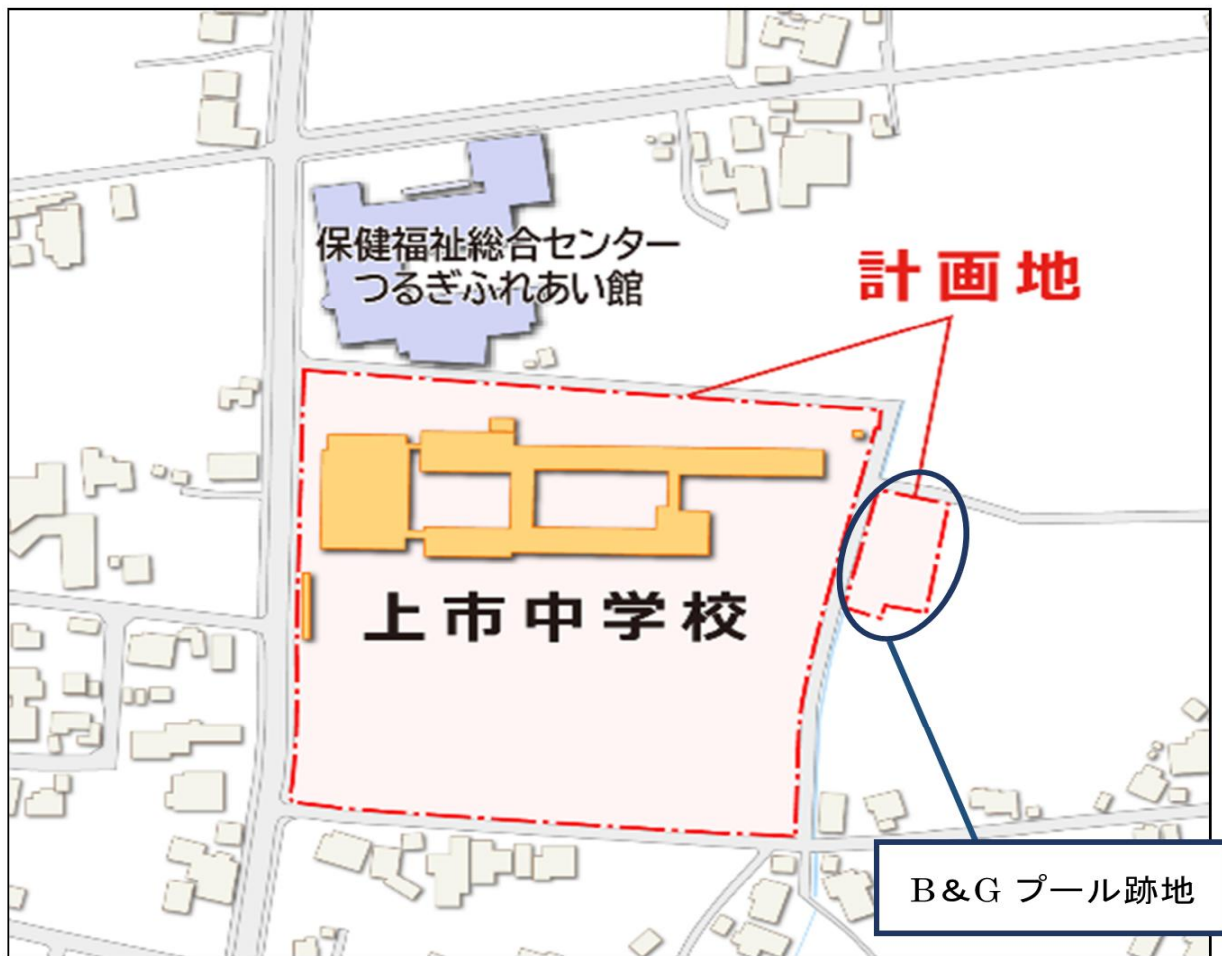
No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
27	16	第2章	第3節	3	(12)		入札参加者の制限	運營業務である、給食調理と図書館運営について、専門性が高い業務であるため、参加企業を探すことが困難であり、本事業の参画に大きなハードルとなると考えています。 実施方針(案)には、給食調理業務及び図書館運營業務を実施する企業は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。とあり、広く事業に参加できるようにする配慮であると思料いたしますが、複数のコンソーシアムに協力企業として参画することは入札の機密性を鑑みると現実的ではなく、結局応募できる企業が限られてくると考えます。 広く参加者を募るため、給食調理及び図書館運營業務は、本事業から外していただくことを強く希望いたします。	実施方針(案)に関する質問への回答No.54の回答をご参照ください。
28	16	第2章	第3節	3	(12)			給食調理業務、学校図書館・こども図書館・町立図書館運營業務に協力企業として参加しようとする者が、複数の入札参加者の協力企業となることが可能であるとありますが、提案内容の独自性、差別化が難しくなることが懸念されます。 また、公平・公正な事業者選定になりづらいと考えます。	実施方針(案)に関する質問への回答No.54の回答をご参照ください。
29	17	第2章	第4節	1			著作権	「本事業において公表等が必要と本町が認めるときは、本町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする」とありますが、提案書には、提案書作成上のノウハウを含む、多くの提案者に帰属する情報が含まれます。公表内容については、入札参加者と協議の上、必要な内容のみを公表することとしてください。	お見込みのとおり、公表内容については、入札参加者と協議の上、必要な内容のみを公表することを想定しています。
30	24	第6章	第2節				事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	事業者帰責事由による契約解除時に課される違約金及び損害賠償について、違約金及び損害賠償が多額になる場合、PFI事業としてプロジェクトファイナンスにて資金調達を行う際のリスク評価が過大となり金利費用の大幅な増加に繋がります。事業者の過度なリスク負担とならないようご配慮をお願い致します。	ご意見として承ります。
31	26	第3章	第4節				5. モニタリングの結果	水準未達時の対価減額措置について、一過性の不備と重大な債務不履行の区別、および減額率の算定根拠を事前に公表し、事業者の予見可能性を確保してください。	入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
32	27	第8章	第3節				要求水準書(案)	要求水準書(案)の公表から質問・意見書の提出までは少なくとも3週間は確保していただきたいです。 実施方針と同時ではなく、要求水準書(案)だけでも先に公表いただきたいです。	ご意見を踏まえて、要求水準書(案)の公表後、質問及び対話受付締切まで3週間程度確保できるよう見直します。実施方針を修正します。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
33	28	第8章	第4節					実施方針及び要求水準書(案)に係る説明会、現地説明会が6月22日となっておりますが、質問及び意見の受付が翌日6月23日までとなっております。非常にタイトなスケジュールです。スケジュールの見直しなども含めて、公表日から3週間程度で設定いただきたいと思います。	No.32の回答をご参照ください。
34	28	第8章	第4節	5			実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見の受付	受付期間が「6月23日(火)17:00まで」とありますが、説明会の翌日であることから、ある程度猶予のある日程設定をお願いいたします。	No.32の回答をご参照ください。
35	29	第8章	第4節	10			資料の閲覧	要求水準書(案)の閲覧は、CDにて貸出とのことですが、WEBからのダウンロード等の閲覧方法の検討をお願いいたします。	原案どおりとします。
36	31						リスク分担	▲の従分担について、いくつか該当する項目がありますが、▲が少なくなるように、より具体的に明示いただけないでしょうか？	ご意見として承ります。契約の詳細については、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
37	31						リスク分担	近年の建設物価上昇の状況から、事業期間の長い本事業においては、物価上昇リスクが非常に高く、事業者側の取組判断に大きな影響があります。物価変動の金額について、詳細な算出方法、また貴町の考え方をご教示願います。また、物価変動の基準日は、入札公告日以前としていただきたい。	実施方針(案)に関する質問への回答No.60の回答をご参照ください。
38	31						リスク分担表	昨今の物価変動の状況から考えると物価変動リスクが非常に高く、取組判断の大きな要素にもなると考えます。物価変動金額の詳細な算出方法をご提示ください。また、物価変動の基準日は事業公告日以前としていただきたくお願い致します。	実施方針(案)に関する質問への回答No.60の回答をご参照ください。
39	31						リスク分担表	運営開始までの物価変動について、「設計に関する業務」だけでなく、「開業準備業務」についても、物価変動の対象となるようにご配慮いただき事を要望いたします。	設計業務については、物価変動によるサービス対価改定の対象とすることは想定していません。開業準備業務については、維持管理・運営業務のサービス対価に含んで支払うことを想定しており、物価変動によるサービス対価改定の対象とすることを想定しています。詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
40	31						リスク分担保表	運営開始までの物価変動について、建設工事及び給食運営業務に伴う什器備品の調達費(設置費用含む)についても、物価変動の対象となるようご配慮いただく事を要望いたします。	ご意見として承ります。本施設の工事着工日から12か月を経過した後に、本施設の引渡し(建設工事及び給食運営業務に伴う什器備品の調達・設置を含む。)日までの間に、物価が著しく変動した場合は、出来形を除く部分に対し、町及び事業者は建設・工事監理業務のサービス対価の改定について協議を行うことができることを想定しています。詳細は、入札公告時に事業契約書(案)にて提示します。
41	31						リスク分担保表	運営開始までの物価変動について、事業者から協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じること等により、物価指標が実態の物価上昇に追い付かない”指標によりがたい場合”が発生する際の措置として、業者見積徴収及び精査等による変更協議を行うなど、適切にご対応頂くことを要望いたします。	ご意見として承ります。
42	31						リスク分担保表	物価上昇については、より実態に即した指標を採用できるよう、事業者が都度選択する指標としていただきたいです。	ご意見として承ります。
43	31						リスク分担保表	物価上昇については、必ず全体スライド、インフレスライド、単品スライド全ての条項を契約書に記載いただきたいです。	ご意見として承ります。
44	32						リスク分担保表	維持管理・運営期間中の物価変動について、事業者から協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じること等により、物価指標が実態の物価上昇に追い付かない”指標によりがたい場合”が発生する際の措置として、業者見積徴収及び精査等による変更協議を行うなど、適切にご対応頂くことを要望いたします。	ご意見として承ります。
45	32	資料1		27、28			物価変動	物価変動の基準日を、公告日より前としていただくようお願いいたします。	実施方針(案)に関する質問への回答No.60の回答をご参照ください。
46	33	資料1	リスク分担保表				No.65 児童生徒数の減少	需要変動(給食数減少)が事業者負担となっています。急激な少子化等、事業者の努力で制御不能な変動については、単価補填等のセーフティネットを設けてください。	ご意見として承ります。
47	34	資料1	リスク分担保表				No.82 施設瑕疵	事業期間終了時の施設瑕疵責任について、引渡し後の責任期間(瑕疵担保期間)を明確にし、事業者の法的責任が際限なく続くことがないように措置を講じてください。	ご意見として承ります。
48		全般	-				物価改定(適正な指標)	維持管理・運営業務の対価について、地域別の最低賃金等、業務の実態に即した適正な指標を導入し、客観的な改定ルールを設けてください。	実施方針(案)に関する質問への回答No.60の回答をご参照ください。
49		全般	-				物価改定(改定範囲)	改定の対象範囲を、エネルギー価格や人件費(最低賃金の上昇等)を含む全運営コストに適用し、事業者の自助努力を超えるコスト増を適切に補填できる仕組みを求めます。	実施方針(案)に関する質問への回答No.60の回答をご参照ください。

No.	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
50		全般	-				物価改定 (起算日の 設定)	物価改定の基準となる起算日(例:入札日または契約締結日)を明確に設定し、契約から供用開始、運営終了までの全期間で一貫した基準での算定を求めます。	実施方針(案)に関する質問への回答No.60の回答をご参照ください。
51		全般	-				物価改定 (改定回数)	運営期間中の改定回数について、毎年度の定期的見直し、あるいは変動幅を基準とする場合も0.5%以上等実態に即した感度でのご対応をお願いします。	実施方針(案)に関する質問への回答No.60の回答をご参照ください。

別紙1 (上市町義務教育学校基本計画より抜粋)

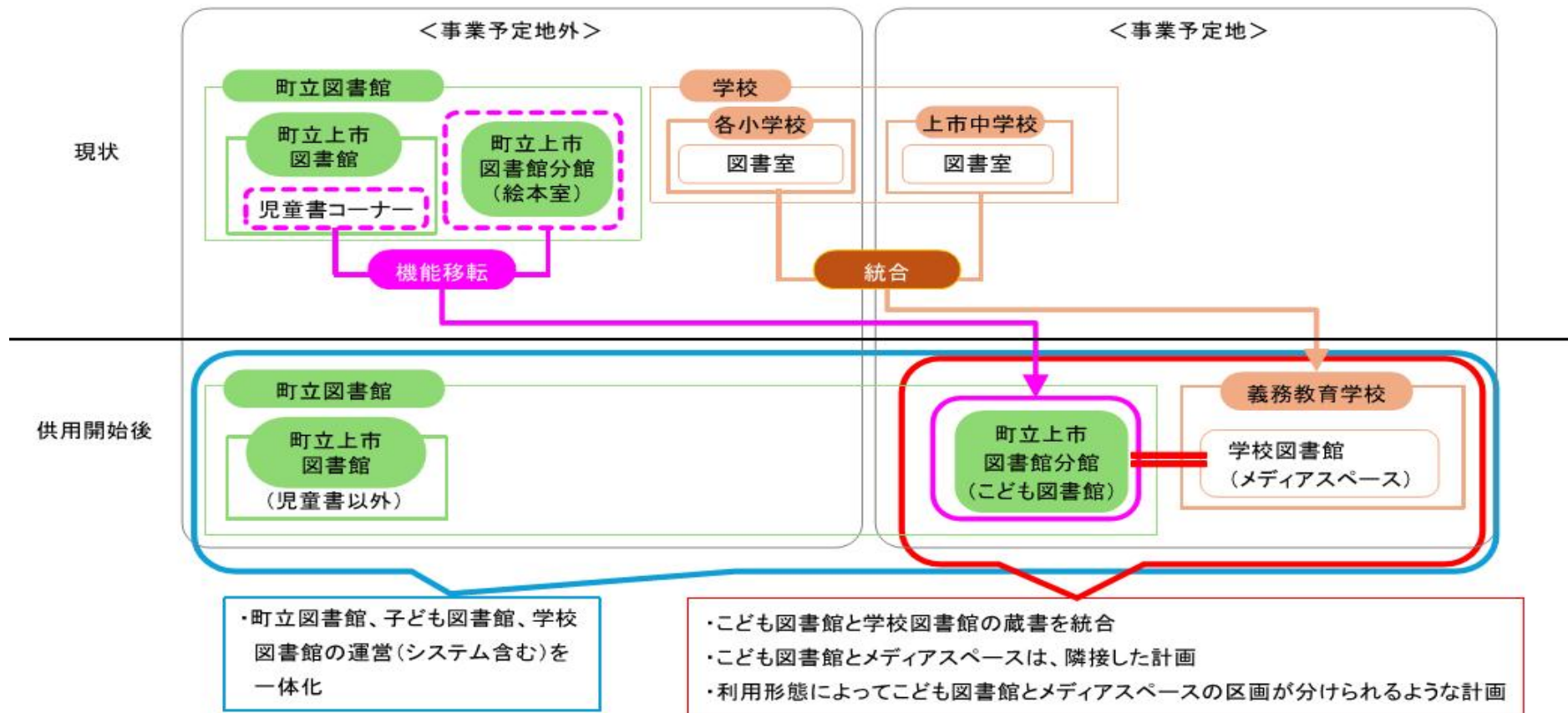


※出典：国土地理院地図より作成

図 2-2 計画地の現況図

別紙2

(参考) 図書館機能の再編イメージ



※絵本室は、本事業による複合施設供用開始後、廃止予定